



# 国労西日本

国労西日本本部

NO.249

発行責任者 井戸 敏光  
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る  
職場風土へ  
変える先頭に

## 2017春闘勝利にむけて 運動の強化を 3・10西日本総行動を成功させよう

国労は、1月28日に第187回  
拡大中央委員会を開催し、統一重  
点要求として、「定期昇給の完全  
実施」と、「2017年4月1日  
時点における基本給に15,00  
0円（物価上昇分・生活改善分）  
のベースアップ」等を決定しまし  
た。その根拠は、消費者物価指数  
は2010年をベースにすると2  
015年まで3.6%上昇、生活  
向上分2%をあわせると16,2  
05円になり、ナショナルセンター  
の要求額を勘案した結果です。

国労西日本本部は、拡大中央委  
員会の結果を受け、2月4日拡大  
西日本本部委員会を開催し、この  
間の運動の総括と2017年春闘  
の取り組みについて議論し闘う方  
針を決定してきました。

2017春闘方針は、国民生活、  
産別、職場、地域の課題・要求を

掲げ、賃金引き上げと組織拡大を  
最大の要求闘争と位置づけ、闘い  
を強化して行かなければなりません。  
分割・民営化から30年が経過  
するもとで、JR北海道、四国及  
び貨物会社の経営諸問題、外注化  
に起因した相次ぐ重大事故、震災・  
災害からの早期復旧、地方ローカ  
ル線の維持・存続問題など、JR  
各社における安全問題と国民の足  
を守る闘いが一体となった取り組  
みが重要になっています。

私たちは2017年春闘におい



て、賃上げや労働条件の改善、職  
場の要求獲得を目指す闘いを作り  
上げて行く中で、最大の課題であ  
る組織拡大を全ての職場から取り  
組んでいかなければなりません。  
昨年は米原列車区を中心に3月か  
ら一気に青年の拡大が増え、職場  
の運動と同時に2016年春闘で  
国労が本気になって闘う姿勢を示  
したことが成果につながり、組織  
拡大に向けた意義と意識は確実に  
醸成されてきています。職場にお  
いて対話活動を強化し、悩み等相  
談を聞き、親身になる世話役活動  
が重要になっています。そして、  
職場要求実現に向け各職場で奮闘  
している組合員の姿を目にし、本  
当に必要な組合、どこが本当に自  
分を託すことができる組合かを判  
断することができません。安心して  
生活できる社会をめざし、働く者  
の雇用と権利を守る闘いを、今こ  
そ各職場から巻き起こさなければ

なりません。

今年度は、国鉄の「分割・民営  
化」から30年を迎えます。「3島・  
貨物問題」に集約されるように  
「分割・民営化」の矛盾とJR間  
格差は拡大しています。JRの安  
全輸送確立、労働条件改善、そし  
て要求前進の大きな力となる国労  
組織の強化・拡大を追求し、JR  
及び関連労働者の組織化と非正規  
の正社員化、待遇改善の取り組み  
をさらに強化をお願いします。

国労は、2月13日に「国労闘申  
14号」にて統一要求を全社一斉に  
申し入れました。また、西日本本  
部は「西日本申19号」にて賃金制  
度要求を、あわせて「西日本申20  
号」にて期末手当を西日本会社に  
申し入れ、同日趣旨説明を行いま  
した。



### 2017年春闘勝利、安全・安心の鉄道と社会を作ろう 3.10国労西日本総行動

2017年3月10日(金) 13:30

『春闘集会』 国労大阪会館

15:30

『西日本本社・貨物関西支社前行動』

# 賃金制度に関する要求

記

## I. エリア手当に関する要求

1. 支社毎のエリア手当を以下の通りとすること。
 

(1) 京都、大阪、神戸支社	12%
(2) 岡山、広島支社	5%
(3) 金沢、福知山、米子、和歌山支社	3%
2. 前項(1)について、エリア調整給を2%とすること。
3. 調整給は固定額でなく、率とすること。
4. 転勤は、基本的にエリア支社内とすること。
5. 石油価格等の著しい変動があるため、寒冷地手当の制度を復活すること。

## II. 特殊勤務手当に関する要求

1. 深夜勤務等手当及び夜間看護等手当について、支給額を倍額すること。
2. 資格者が責任を持って業務ができるよう、国家資格を必要とする業務（指定者以外にも全員）については職務手当を支給すること。
3. 業務に必要な国家試験等に伴う費用及びその更新に必要な費用は全額支給すること。また、更新に必要な日又は時間を勤務したものとみなすこと。
4. 勤務時間外に事故等に伴う非常呼び出しを命じた場合の災害等特別出勤手当を増額すること。通勤に要した時間も加算すること。シニア社員・契約社員についても同様とすること。
5. 自動車運転転手当・緊急自動車運転手当(事故対応時)を新設すること。
6. 工務系統における勤務単位の特殊勤務手当を増額すること。
7. 人身事故対応時に出動した場合及び後処理に関わる手当を支給すること。
8. 駅長業務の資格を持つC層勤務駅で、ML層不在駅及び1人勤務駅の社員について出納責任者手当及び当務駅長手当を新設すること。

9. 特殊勤務手当は、超過勤務手当とも併せて支払うこと。

10. 検修職における座席汚損による作業に伴う、汚損手当を支給すること。

11. 復旧警備作業手当に除雪（構内・ホーム・転てつ器）を追加すること。

## III. 割増賃金に関する要求

1. 特殊勤務手当の割増率を改善すること。
2. 夜勤手当をD単価とすること。契約社員及びシニア社員についても同様とすること。

## IV. 別居手当に関する要求

1. 別居手当の支給条件を緩和し、最低月額35,000円を支払うこと。

## V. 扶養手当に関する要求

1. 扶養手当を増額すること。とりわけ219条第1項(2)22歳未満の子を増額する事。

## VI. 旅費に関する要求

1. 常利用務旅費（巡回旅費）の単価を引上げること。また、屋外での作業の場合は支給対象とすること。

## VII. 厚生規程等に関する要求

1. 住宅・寮関係
  - (1) 40歳以上の年齢別住宅料金制度は廃止すること。
  - (2) 老朽化した寮はリニューアル化するとともに各寮に食堂を完備すること。また、光熱費等は会社負担とすること。
2. 住宅補給金の最高限度額を給付一回につき賃貸24万円、持家3万円とすること。

## VIII. その他

1. 通勤手当を増額すること。また、災害時等に代替輸送機関等を利用した場合は、往復の通勤手当を支給すること。

2. ワークライフバランス向上の面から、在宅時間を増やすためにも特急通勤の要件を緩和すること。
3. 業務に必要な自動車運転免許習得及び更新については会社負担とすること。
4. 社員駐車場、駐輪場を確保すること。必要経費を会社負担とすること。
5. 通信教育にかかる必要経費については、会社負担とすること。
6. 呼び出しが予測される場合について、予め指定した場合については、労働時間とすると共に手当を支給すること。
7. 運転無事故個人表彰の適用を拡大すること。

以上

アフラックはがん保険契約件数 **No.1**

選ぶなら、がんの治療に幅広く対応した **がん保険**。

通院・入院・抗がん剤・診断一時金

**新 生きるためのがん保険 Days**

女性特有のがんにも手厚い

すでにアフラックのがん保険にご契約の皆様



はじめてダック

「生きる」を創る。

**Aflac**

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル  
TEL: 03-6385-9829 FAX: 03-3344-2658

AF広宣課-2016-0033-1609024 6月7日

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

**アベニール株式会社**  
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5交通ビル5F  
TEL: 03-3437-6810